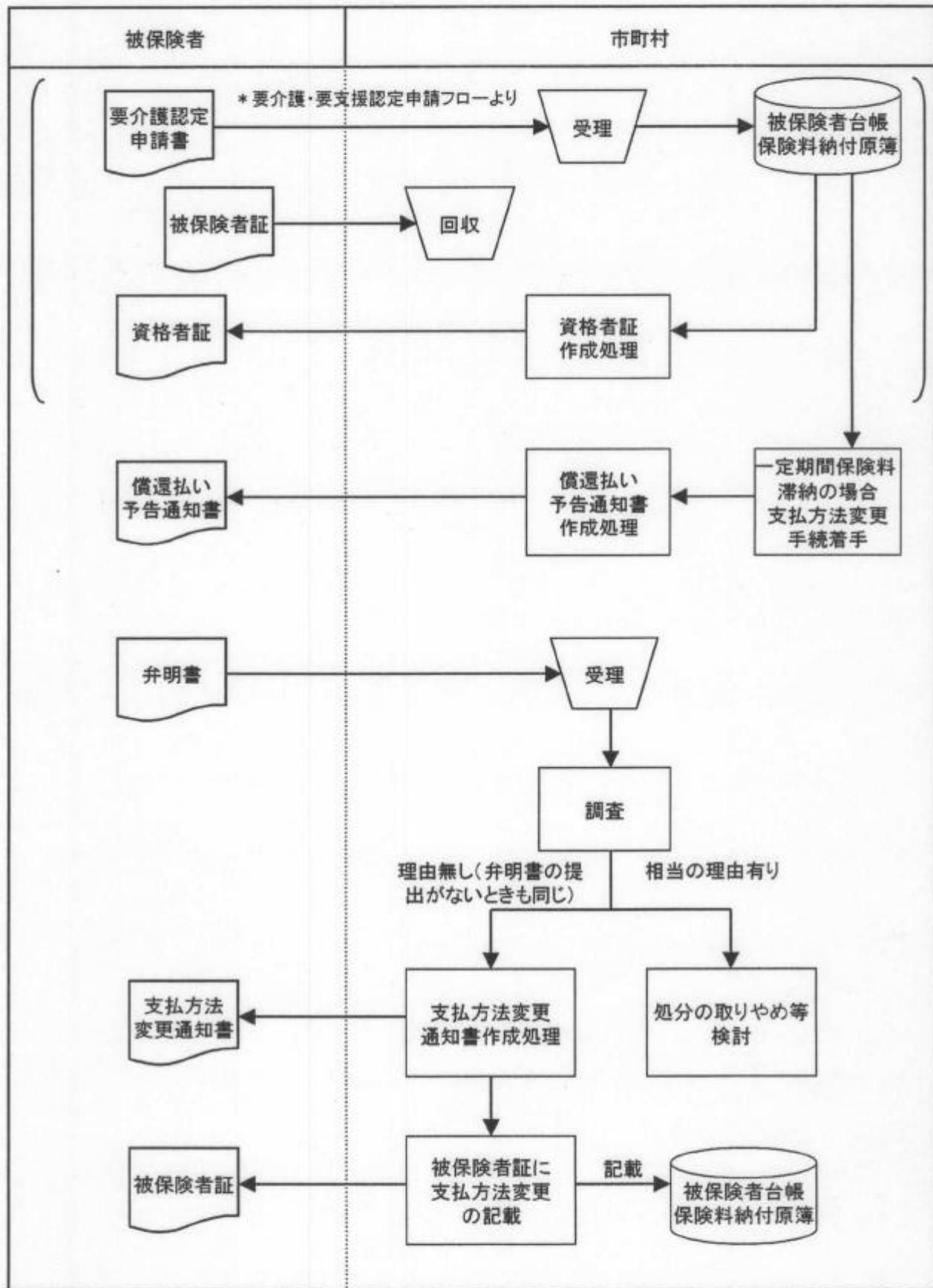


市町村事務処理手順（滞納）

大項目	中項目	小項目
1号保険料滞納対策	給付の償還払い化	給付の償還払い化
	給付の支払の一時差止め	給付の支払の一時差止め
	給付額減額措置	給付費から滞納保険料の控除
	償還払い終了	償還払い終了
2号保険料滞納対策	給付の一時差止め	給付の一時差止め

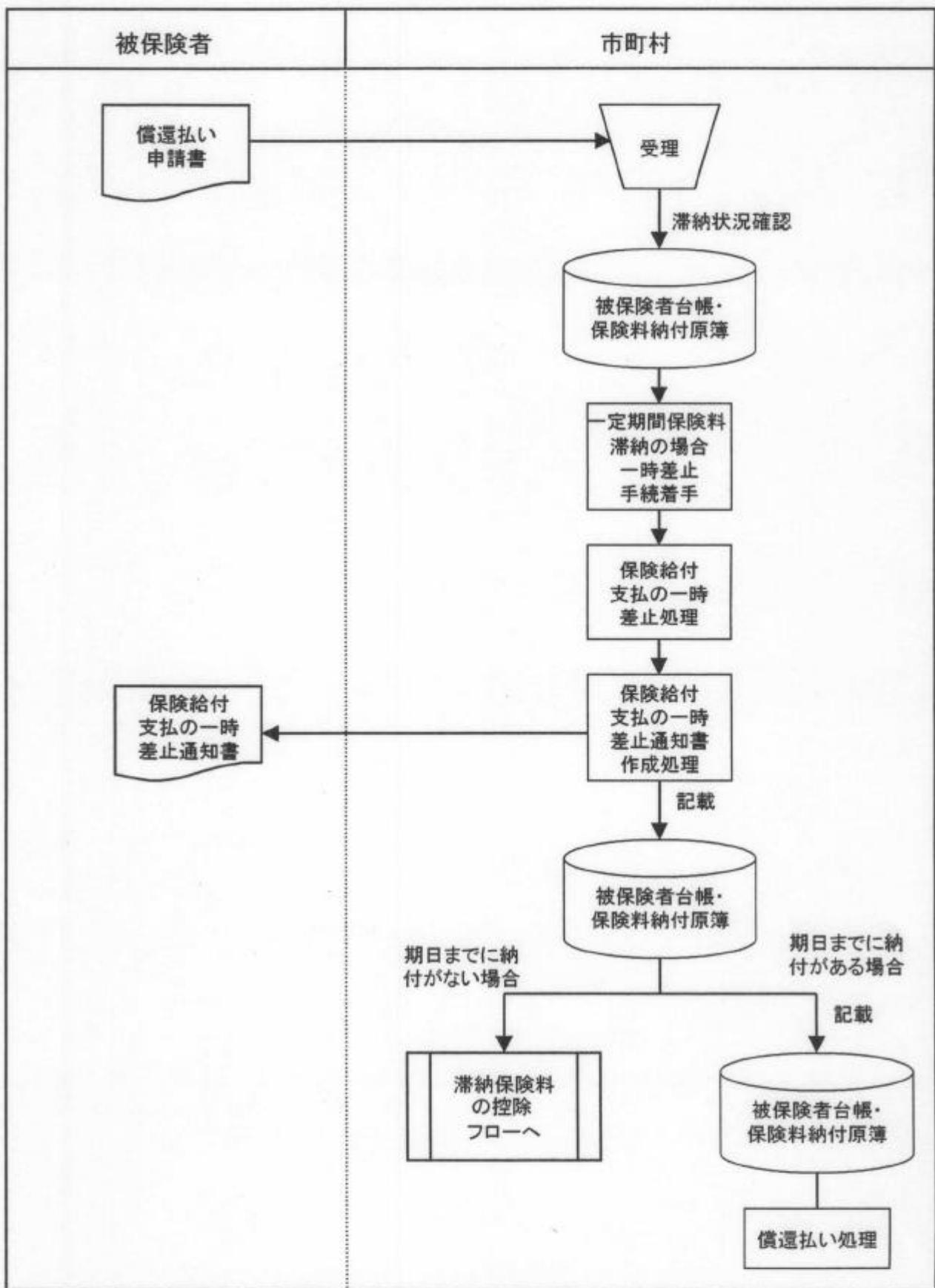
大項目	中項目	小項目	
1号保険料滞納対策	給付の償還払い化	給付の償還払い化	
被保険者		市町村	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護・要支援認定（更新）認定の申請を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護・要支援認定の申請を受理する。 ・ 被保険者証を回収し、資格者証交付する。 ・ 保険料納付原簿により、保険料納付状況を確認する。 	
<p>3 当該処分に異議等がある場合は、市町村に弁明書を提出する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 *一定期間、保険料を滞納している場合には、償還払い化（支払方法変更）の手続きに着手する。 2 償還払い予告通知（弁明の機会を付与の通知）を送付する。 3 提出期限までに弁明書の提出があった場合には、必要に応じて調査を行い、相当の理由があると認められる場合には処分の取りやめ等を検討する。 4 弁明書の提出がなかった場合及び弁明書について理由がないと認められる場合には、支払方法変更通知書を作成し、送付する。 [必要に応じ、被保険者証（資格者証）の提出を求める] 5 被保険者証に支払方法変更の記載を行い、交付する。 6 被保険者台帳・保険料納付原簿に償還払い化の内容を記載する。 	
<p>備考</p> <p>1 *一定期間は、1年(厚生省令)。なお、市町村はこの一定期間が経過しない場合においても、償還払い化の措置を講ずることができる。</p>			

1号保険料滞納対策 給付の償還払い化



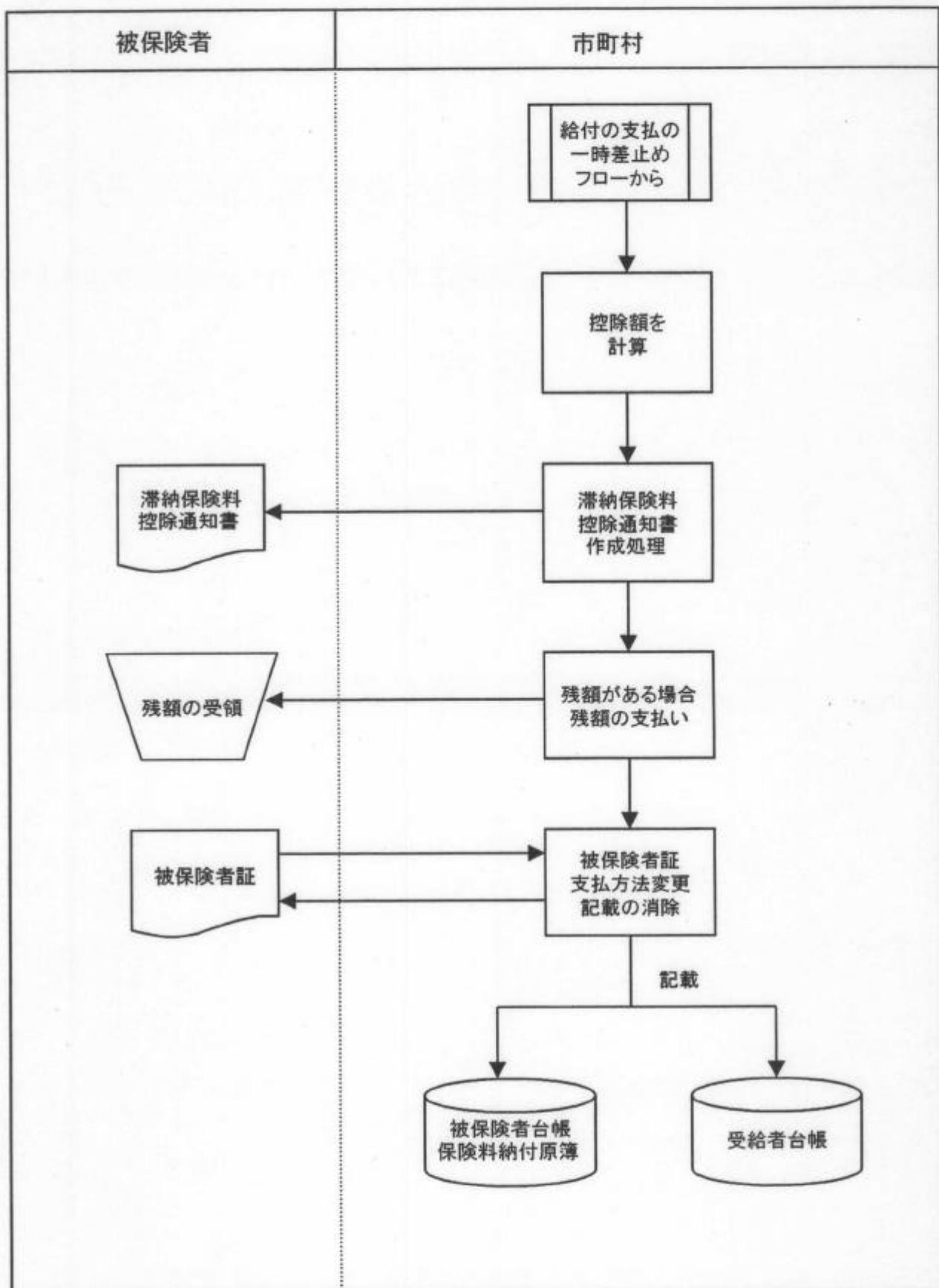
大項目	中項目	小項目	
1号保険料滞納対策	給付の支払の一時差止め	給付の支払の一時差止め	
被保険者	市町村		
1 償還払い給付申請を行う。	<p>2 被保険者証に支払方法変更の記載をしている者から償還払い給付申請がなされた時点での滞納状況を保険料納付原簿より確認する。</p> <p>3 *一定期間を超えて滞納している場合、給付の一時差し止めに着手する。</p> <p>4 保険給付支払の一時差止通知を作成し、送付する。</p> <p>5 (一定期間納付のない場合には) 保険給付の一時差し止めを行う。</p>		
備考	<p>1 支払いの一時差止めについては、行政手続法第13条第2項第4号の「金銭給付を制限する不利益処分」に該当するため、弁明の機会の付与は不要。</p> <p>2 差止め額は、滞納保険料額と比して著しく高額とならないものとする。</p> <p>3 *一定期間は、1. 5年(厚生省令)。なお、市町村はこの一定期間が経過しない場合においても、償還払い化の措置を講ずることができる。</p> <p>4 差し止めを行うに当たっては、運用上、納付の促進を図る観点等から、償還払いを行う期日等を明記して、当該期日までに滞納額を納付すれば措置を行わない旨予告する方法を想定。</p>		

1号保険料滞納対策 給付の支払の一時差止



大項目	中項目	小項目	
1号保険料滞納対策	給付の支払の一時差止め	給付費から滞納保険料の控除	
被保険者	市町村		
		<p>すでに保険給付の一部又は全部の支払いの一時差止めが講じられている被保険者であつて、一時差止めを行つて以降、繰り返し納付を求めても一向に滞納保険料を支払わない場合に給付費から滞納保険料を控除する。</p> <p>1 一時差止めにかかる給付費から滞納保険料額を控除する場合、事前に滞納保険料控除通知書を送付する。</p> <p>2 控除後、一時差止めにかかる給付費の残額がある場合には、残額は被保険者に対して支払う。</p> <p>3 被保険者証の支払方法変更の記載を削除する。</p>	
<p>備考</p> <p>1 控除される給付費には利子を付さない。</p> <p>2 滞納保険料額に、一時差止めにかかる給付費の総額が満たない場合には、納期の納期の古い保険料の順に充当する。</p> <p>3 本措置の実効性を確保するために、一時差止めにかかる給付額が滞納保険料額と同程度となった時点以降に行なうことが適当である。</p> <p>4 法第67条第2項に基づき、法第67条第1項に定める期間が経過する前に保険給付の差止めが行われた場合であっても、控除の措置を行うことは可能。</p>			

1号保険料滞納対策 納付費から滞納保険料の控除



大項目	中項目	小項目	
1号保険料滞納対策	給付額減額措置	給付額減額措置	
被保険者		市町村	
<ul style="list-style-type: none"> 要介護・要支援（更新）申請を行う。 		<p>要介護・要支援（更新）申請を受理する。 被保険者証を回収し、資格者証を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 徴収権消滅期間及び保険料納付済み期間を算定する。 給付額減額期間を算定する 給付額減額通知書を作成し、送付する。 被保険者証に「給付額減額」の旨と徴収権消滅期間、その始期及び終期を記入する。 すでに給付額減額の記載がされた被保険者については、更新認定等を行う度ごとに、給付額減額期間を再計算する。 	
4 給付額減額免除申請の申請を行う。（納付できない特別の事情に該当する場合）			

備考

1

$$\text{保険料徴収権が消滅時効に} \\ \text{かかった未納保険料} \rightarrow \frac{\text{X年度}}{a \text{ 円}} + \frac{\text{Y年度}}{b \text{ 円}} \dots = \boxed{\quad}$$

当該年度の賦課額 → $\frac{b \text{ 円}}{b \text{ 円}}$

*未納期間が複数年ある場合は各年度毎算定し、合計する

2

$$\text{保険料徴収権消滅期間に掲げる保険料額} \\ \text{保険料納付済期間} = \frac{\text{保険料徴収権消滅期間に掲げる保険料額の納付済保険料額}}{\text{保険料徴収権消滅期間に掲げる保険料額の納付済保険料額}}$$

3

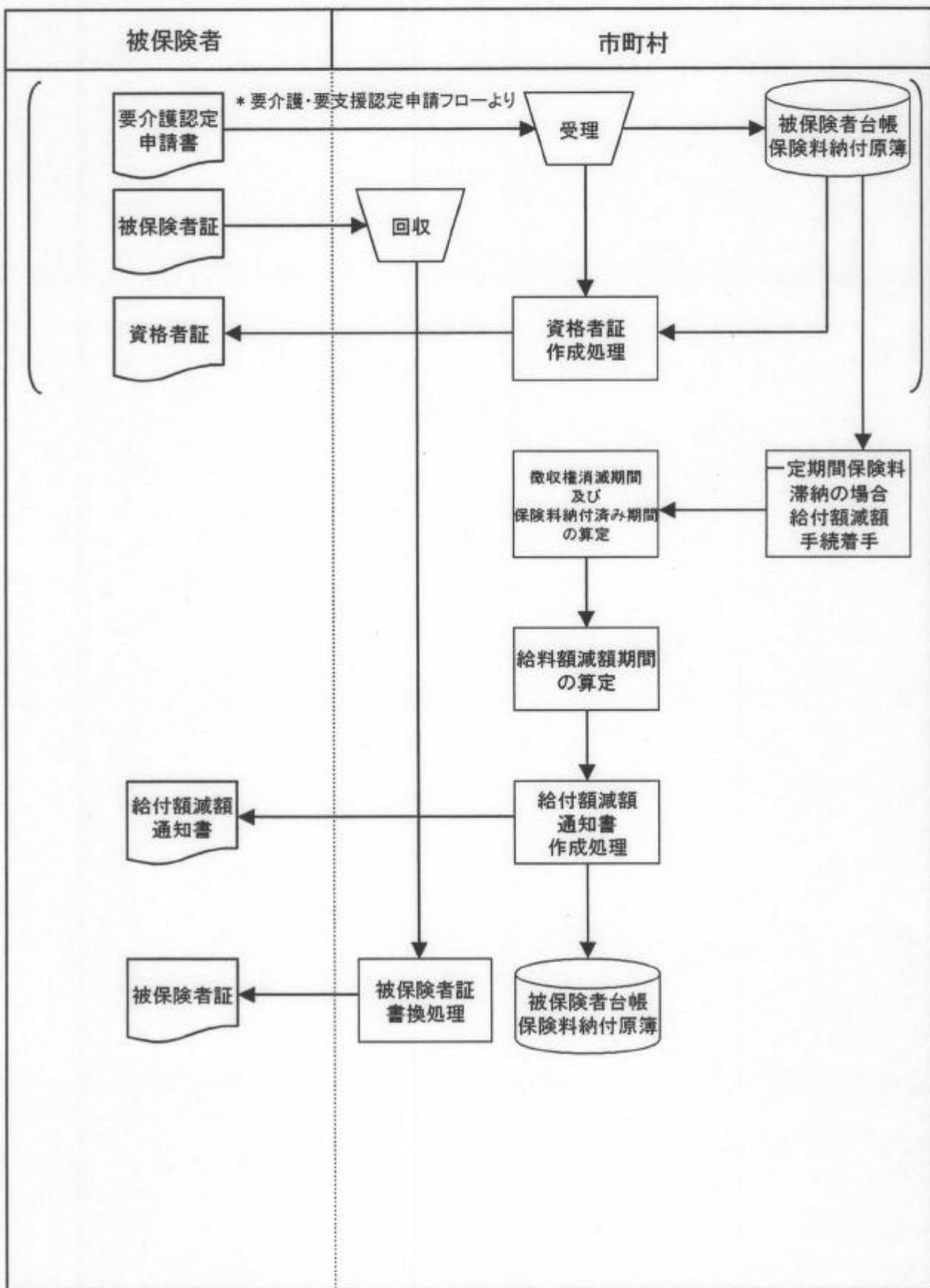
$$\text{給付額減額期間} = \frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2}$$

4 受給者の転入の場合、従前の市町村における徴収権消滅期間及び保険料納付済み期間は引き継がない。

5 受給者転入の場合、いったん当該市町村を転出等して第1号被保険者でなくなった者が、再度当該市町村に転入等して第1号被保険者となった者については、認定時から10年遡及して過去の納付状況を調べ、支払方法変更および納付額減額の期間を設定することが可能。

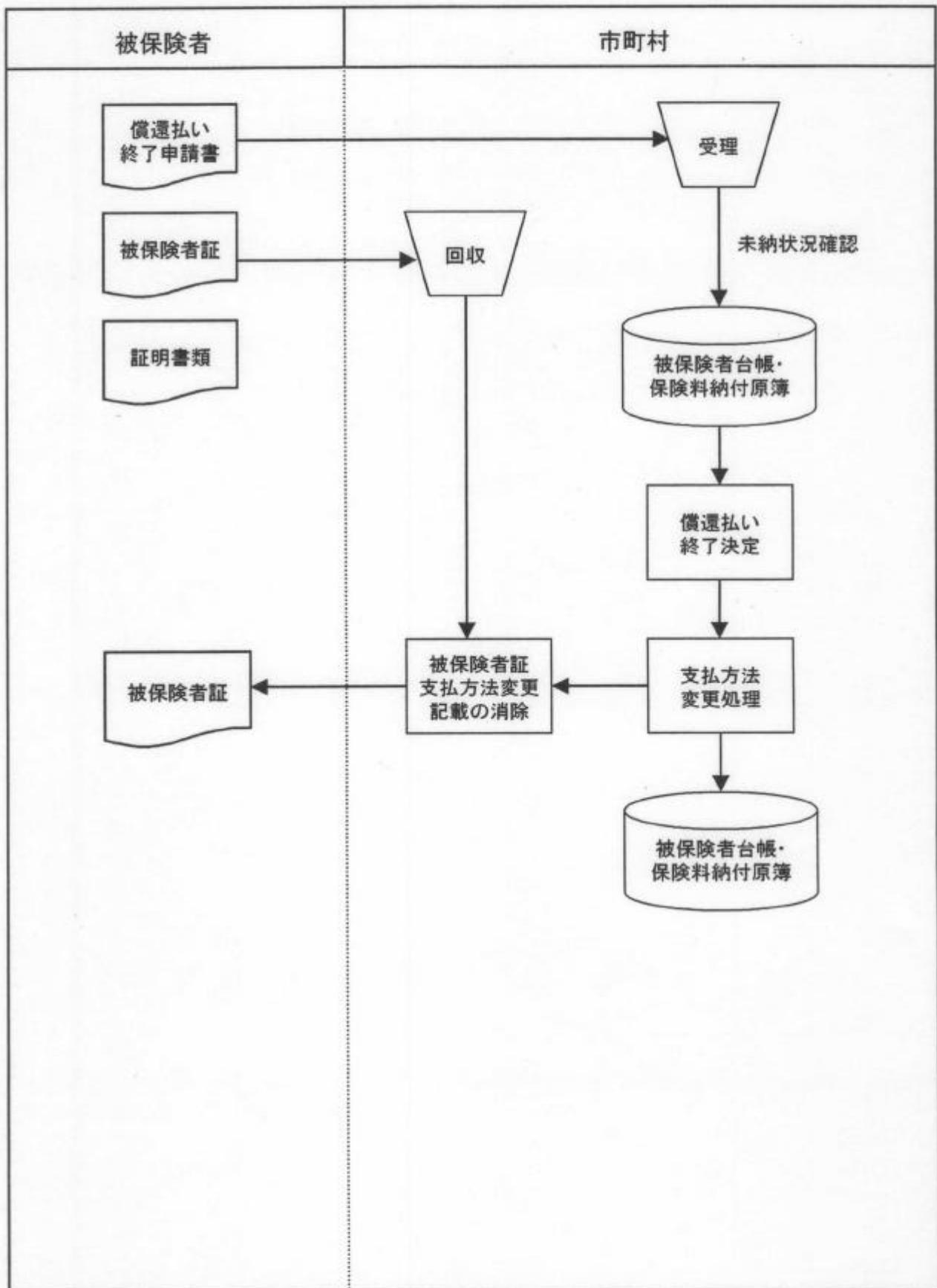
* 給付額減額等の措置が行われない「災害その他の特別の事情等」については、通知書の裏面等に記載するのが望ましい。

1号保険料滞納対策 給付額減額措置



大項目	中項目	小項目	
1号保険料滞納対策		償還払い終了	償還払い終了
		被保険者	市町村
1 儻還払い化の措置が講じられている被保険者が下記等に該当した場合は、償還払い終了申請書に被保険者証を添付し、申請を行う。	① 公費負担医療を受給したとき ② 災害等の理由により住宅、家財等に著しい損害を受けたとき ③ 生計維持者が、死亡若しくは心身に重大な障害を受けたとき又は長期入院したとき ④ 滞納保険料の完納又は滞納保険料の著しい減少等	2 公簿又は証明書類により、公費負担医療の受給又は災害等特別な理由に該当するか確認する。 3 保険料納付原簿により、保険料納付期間を確認する。 4 儻還払い終了に該当する場合は、被保険者から証の提出を求め、支払方法変更の記載を消除する。 *④に該当する場合は、被保険者に通知（電話連絡可）し、被保険者証の提出を求め、支払方法を変更する。（この場合、償還払い終了申請書は不要） 5 被保険者台帳・保険料納付原簿の支払方法変更の記載を消除する。	
備考	1 儻還払い終了については申請を月末締めとし、翌月1日決定から発効とする。 2 どの程度まで滞納保険料が減少すれば「著しく減少した」と判断するのかについては、各市町村において個別の被保険者について個別に判断することとする。		

1号保険料滞納対策 償還払い終了



大項目	中項目	小項目	
2号保険料滞納対策		給付の一時差止め	給付の一時差止め
被保険者・		市町村	医療保険者
1 要介護・要支援認定の申請を行う。	2 被保険者証を回収し、資格者証を交付する。 3 医療保険者を把握し、当該医療保険者に対して、認定を行う予定である旨及び情報提供を求める旨等を通知する。	4 当該被保険者の保険料の納付状況を確認し、災害その他の特別の事情がないのに保険料を一定期間滞納しており、かつ、必要があると認める場合には、市町村に対して、書面により支払一時差止めの措置を依頼する。	
6 処分に異議がある場合には弁明書を市町村あて提出する。	5 支払一時差止め予告通知（弁明書付）を被保険者あて送付する。 7 弁明書の審査、医療保険者との協議等を行う。 8 支払一時差止め処分通知書を交付するとともに、被保険者証に「保険給付差止め」と記載する。 9 被保険者証を交付する。	10 給付差止めの理由がなくなった場合は、速やかに介護保険主管市町村に対して、その旨及び支払一時差止めの措置を終了する旨の依頼書を通知する。	

備考

- 1 2号被保険者の滞納処分については、「給付の償還払い化と一時差止め」の処分を同時にすることとなっている。

2号保険料滞納対策 給付の一時差止め

